

1	1 公判廷で、証人Bが、「Aが、自分で勝手につまずいて転
2	倒したのを私は見た。」旨、目撃状況を証言している。これ
3	に対して、検察官が、その証明力を争うために1から3の
4	証拠の取調べを請求した場合、裁判所は、証拠として採
5	用することができるか。
6	2 検察官は、1から3の証拠を弾劾証拠として取調べ請求
7	している。そして、「公判期日における」「証人」B「の供述
8	の証明力を争うためには」、「第三二一条乃至三二四条の
9	規定により証拠とすることができない書面」「であっても」、
10	「証拠とすることができる」とされている(328条)。
11	なぜならば、自己矛盾供述であれば、その存在自体が
12	証明力を減殺するため、知覚、記憶、表現に介在する誤り
13	が問題とならないので、「公判期日における供述に代えて
14	書面を証拠と」する場合(320条1項)に該当しないからで
15	ある。
16	したがって、弾劾証拠として用いることができる証拠は
17	知覚、記憶、表現に介在する誤りを問題としない自己矛盾
18	供述に限られる。
19	3 それでは、1の証拠であるCの供述を録取した警察官作
20	成の書面で、Cの署名押印のあるものについて、裁判所は
21	証拠として採用することができるか。
22	前述のように、弾劾証拠として用いることができるのは

1	自己矛盾供述に限られるので、Cの供述を録取した警察
2	官作成の書面は弾劾証拠として用いることはできない。
3	そして、この1の証拠の要証事実、甲が背後からAを
4	手で突き飛ばし、その場に転倒させ負傷させたことである。
5	よって、内容の真実性が問題となっており、「公判期日にお
6	ける供述に代えて書面を証拠と」する場合(320条1項)に
7	あたる。したがって、被告人甲の同意があるか(326条1
8	項)、法321条1項3号の要件を満たさない限り、証拠能
9	力は認められない。
10	以上により、裁判所は、1の証拠については伝聞例外の
11	要件を満たさない限り、証拠として採用することはできな
12	い。
13	4 それでは、2の証拠であるBの供述を聞き取った旨の記
14	載のある警察官作成の捜査報告書で、警察官の署名押
15	印はあるが、Bの署名押印はないものについて、裁判所は
16	証拠として採用することができるか。
17	たしかに、これはBの自己矛盾供述である。しかし、Bの
18	署名押印がない以上、B自身の作成した供述書と同視す
19	ることはできず、作成の過程で警察官の知覚、記憶、表現
20	が介在している。そして、捜査報告書の内容の真実性を問
21	題にしている以上、「公判期日における供述に代えて書面
22	を証拠と」する場合(320条1項)にあたり、弾劾証拠として

1	用いることはできない。
2	したがって、裁判所は、2の証拠についても伝聞例外の
3	要件を満たさない限り、証拠として採用することはできな
4	い。
5	5 それでは、3の証拠である2と同内容のBの供述を警察
6	官が録音した録音テープについて、裁判所は証拠として採
7	用することができるか。
8	録音は知覚、記憶、表現が機械的作業によってなされ
9	るため、誤りが介在するおそれが極めて低い。したがって、
10	Bの署名押印がなくとも、Bが自ら作成した供述書と同視
11	できる。したがって、ここでは知覚、記憶、表現に介在する
12	誤りは問題とならない。よって、弾劾証拠として用いること
13	ができる。
14	以上により、裁判所は、3の証拠については弾劾証拠と
15	して採用することができる。
16	以上
17	
18	
19	
20	
21	
22	